

次世代育成支援法に基づく 一般事業主行動計画

社会福祉法人 宮城県福祉事業協会

職員が仕事と生活の調和を図り働きやすい環境で、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定し実施する。

計画期間 令和8年4月1日から令和12年9月30日まで

【行動計画内容】

I 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境を整備する

(目標) 女性職員の育児休業取得率 100%を目指す

(対策) 令和8年4月～ 妊娠等の申出があった場合、「仕事と育児の両立を進めよう！」と「仕事と育児の両立に関する意向について」の資料を提供し十分な説明と情報提供を行う。

令和10年4月～ 事業所ごとに過去2年間の育児休業取得率の推移を調査し、目標を達成しているか実態を把握する。

令和12年4月～ 同上

II 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

(目標) 全職員の時間外・休日労働時間の平均月30時間未満を目指す

(対策) 令和8年4月～ 毎月本部事務局で時間外・休日労働時間を事業所ごとに把握し、目標時間を上回る職員がいた場合、施設管理者に調査を求める。

令和10年4月～ 事業所ごとに過去2年間の時間外・休日労働時間の推移を調査し目標を達成しているか実態を把握する。

令和12年4月～ 同上